

平成27年11月相模原市教育委員会定例会

日 時 平成27年11月13日(金曜日)午後2時30分から午後3時13分まで

場 所 相模原市役所 教育委員会室

日 程

1. 開 会

2. 会議録署名委員の決定

3. 議 事

日程第 1 (議案第66号) 相模原市立小中学校の学級編制及び教職員配置の方針について(学校教育部)

日程第 2 (議案第67号) 相模原市立博物館協議会委員の人事について(生涯学習部)

4. 閉 会

出席委員(5名)

委 員 長 永 井 博

委員長職務代理者 大 山 宜 秀

教 育 長 岡 本 実

委 員 田 中 美奈子

委 員 福 田 須美子

説明のために出席した者

教 育 局 長 笹 野 章 央 教育環境部長 新 津 昭 博

学 校 教 育 部 長 土 肥 正 高 生涯学習部長 小 山 秋 彦

教 育 局 参 事 兼 教 育 総 務 室 長 鈴 木 英 之 教 育 総 務 室 担 当 課 長 杉 山 史 一

教 育 総 務 室 担 当 課 長 岡 本 達 彦 教 職 員 課 長 二 宮 昭 夫

教職員課担当課長 佐 野 強 史 教 職 員 課 主 幹 須 永 伸 治

生涯学習部参事兼文化財保護課長 小 俣 明 宏 文 化 財 保 護 課 総 括 副 主 幹 土 井 永 好

生涯学習部参事 兼 博物館長	佐藤正五	博物館総括副主幹	佐々木春美
博物館主査	秋山幸也		
事務局職員出席者			
教育総務室主査	萩生田成光	教育総務室主任	齋藤竜太

開 会

永井委員長 皆さん、こんにちは。ただいまから相模原市教育委員会 1 1 月定例会を開会いたします。

本日の出席委員は 5 名で、定足数に達しております。

本日の会議録署名委員に、大山委員と私、永井を指名いたします。

はじめにお諮りいたします。本日の会議を公開の会議とすることで、よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

永井委員長 それでは、本日の会議は公開といたします。

傍聴人の方は、お入りいただいて結構です。

(傍聴人入場)

相模原市立小中学校の学級編制及び教職員配置の方針について

永井委員長 これより日程に入ります。

日程 1、議案第 6 6 号、相模原市立小中学校の学級編制及び教職員配置の方針についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

土肥学校教育部長 議案第 6 6 号、相模原市立小中学校の学級編制及び教職員配置の方針について、ご説明申し上げます。

はじめに、提案の理由でございますが、本件は、県費負担教職員に係る学級編制基準及び教職員定数の決定などの事務権限が、平成 2 9 年 4 月に神奈川県から本市に移譲されることに伴い、本市立小中学校の学級編制及び教職員配置の方針を策定いたしたく、相模原市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第 2 条第 1 項第 1 号の規定により、提案するものでございます。

本方針の内容について、お配りしております資料に基づき、ご説明申し上げます。

はじめに、「趣旨」の項目では、本方針の作成根拠と趣旨について示してございます。

次に、「学級編制の方針」の項目では、本市の学級編制の方針について、国の法律を準用していることを示しております。「学校教育法第 8 1 条第 2 項及び第 3 項に規定する特

別支援学級に係るものを除き」とありますが、特別支援学級の学級編制基準につきましては、3(1) にごございます特別支援学級に係る表に示してありますとおり、本市独自の方針として、1学級の児童生徒数を8人から7人に引き下げることとするため、除外しているものでございます。

次に「教職員配置の方針」の項目では、非常勤講師を含めた教職員配置の方針を示しております。

1の「校長」につきましては、各学校に1名を配置するものでございます。

2の「副校長又は教頭」につきましては、各学校に1名を配置するものでございます。ただし、地域や学校の実情を勘案し、教育委員会が特に必要と認める場合には、複数配置できるものとするものでございます。

3の「教諭」につきましては、(1)の規定定数では、市の学級編制基準により算出した各学校の学級数の総数に対応する教員の配置人数を示しております。

恐れ入ります、裏面をご覧くださいたく存じます。

(2)の「規定外定数」では、子どもが安心して主体的・協働的に学ぶ特色ある学校づくりを推進するために、の「児童生徒支援にかかわる指導を行う場合」をはじめ、からまでの場合において、学校の実情を勘案し、教育委員会が特に必要と認める場合は、教員を追加配置できるものとするものでございます。

4の「養護教諭」及び5の「学校事務職員」につきましては、各学校にそれぞれ1名ずつ配置するものでございますが、学校の実情を勘案し、教育委員会が特に必要と認める場合は、複数配置できるものとするものでございます。

6の「栄養教諭等、管理栄養士、栄養士」につきましては、自校給食調理校に原則として1名、給食センターにおいては複数名を配置するものでございます。

7の「非常勤講師」につきましては、(1)から(9)までの場合において、教員の定数の補完のほか、学校の実情を勘案し、教育委員会が特に必要と認める場合に、教員の定数と組み合わせることで、より効果的な学習形態を実現できるよう配置するものでございます。

8の「その他」につきましては、この方針は本市の学校の情勢をはじめ、国の動向等に応じて適宜見直しを行うものとするものでございます。また、この方針に基づく学級編制基準及び教職員配置基準については、別に定めるものとするものでございます。

以上で、相模原市立小中学校の学級編制及び教職員配置の方針についての説明を終わら

させていただきます。よろしくご決定くださいますよう、お願い申し上げます。

永井委員長 説明が終わりました。これより質疑、ご意見等がございましたら、お願いをいたします。

田中委員 私は、これはすごくきちんとつくられているなと思います。幾つか質問をさせていただきますたいのですけれども、教職員配置の方針の2、副校長又は教頭となっておりますが、それぞれ役割としてどう違うのかということと、学校によっては副校長先生がいたりいなかったり、教頭先生がいたりいなかったりということなのかを教えてくださいたいのですが。

二宮教職員課長 副校長と教頭の職務の違いですが、学校教育法の中では、副校長は校長を助け、命を受けて校務をつかさどるという主な役割がございます。教頭については校長を助け、校務を整理し、及び必要に応じて児童の教育をつかさどると、つまり教頭は校務を整理をするというところで大きな違いがございます。

ですから、副校長は学校経営を担う校長の補佐役として、経営の一端を担うのだというような意味合いが強くなっておりまして、今回この移譲に伴いまして、副校長には一定の決裁権を付与して、より学校経営がダイナミックに行えるような形で進めてまいりたいと考えております。

また現在のところ、平成29年度につきましては、基本的には全ての教頭を副校長とさせていただきます、教頭については、平成29年度の段階では配置はしないという方向で考えておりますけれども、いずれこういった必要が出たときのために、このような明記をさせていただきますという形になっております。

田中委員 そうすると、平成29年度には、今教頭先生の位置付けにいらっしゃる方たちが、全て副校長になられるというふうに解釈してよろしいのでしょうか。

二宮教職員課長 はい。

福田委員 今のところで、複数配置できるものとするという条文があると思うのですけれども、それについての具体的なケースとしてどのようなことがあるか、ちょっと教えてくださいたいと思います。

二宮教職員課長 ここでは、教育委員会が特に必要と認める場合には、複数配置できるものとするということにさせていただきます。具体的な状況としては、大規模校、児童や生徒数の規模がかなり大きい学校、あるいは児童指導や生徒指導上、大きな課題を抱えている学校を現在は想定しております。あとは定数の状況に応じて、可能な範囲で複数配

置はしてまいりたいとは考えておりますが、平成29年度に関しては、そう大きく配置できるという見込みでは今現在はないと考えております。

福田委員 現在はないということですね。

二宮教職員課長 現在は、複数配置は一切しておりません。

大山委員 今の質問と同じような意味合いで、4番の養護教諭なのですが、これもやはり複数配置できるものとするということで、先ほど出たように大規模校であるとか、何か校内で養護教諭が複数いないと対応できないというふうに理解してよろしいのでしょうか。

二宮教職員課長 今、大山委員がご指摘いただいたとおり、児童数や生徒数に応じて、大規模校の場合は養護教諭にかかる負担がかなり大きいものですから、その要因によって複数配置、あるいは当然各学校の課題に応じて複数配置も検討してまいりたいと考えております。

福田委員 (2)の規定外定数についてちょっと質問させていただきます。 から9項目ございますが、次年度に関しまして、この適用されるどころとか、基本的なその規定外定数の使い方といたしますか、その辺のところの方針と、あわせてこちらの方で規定外で任用されるというようなことについての予定といたしますか、そのことがあれば教えていただければと思います。

二宮教職員課長 平成29年度からのこの規定外定数、いわゆる加配定数と呼んでいるものですけれども、平成28年度に各学校の校長に対してヒアリングを行い、各学校がどのような加配を望むのかということ、まずは一旦ヒアリングをさせていただいて、そこを受けて、それぞれの学校の実情に合わせてこの規定外定数を配置してまいりたいと考えているところでございます。

永井委員長 もとへまた戻るような形なのですが、2番の副校長と教頭のところで、職務の違い等の説明がありました。それから、複数配置は大規模校が考えられるということがありました。もし複数の場合、副校長・副校長なののでしょうか、副校長・教頭なののでしょうか。その辺の見通しのようなものがあるものかどうなのか、お伺いしたいです。

二宮教職員課長 複数配置の場合は、2名とも副校長の配置をいたしたいと考えております。具体的な職務内容につきましては、それぞれの学校に応じて分担をしていただくような形になると思うのですが、例えば教育指導に携わる副校長と、財務や施設管理等を担う副校長というような形で分担をして、校務を進めていただくというような形になると想定をしているところでございます。

田中委員 (2)の規定外定数のところなのですが、の小学校第2学年で1学級当たりの児童数がというのがありますが、ここは、2学年でそうなった場合、その学年が3学年へと進級するに当たっては、どういうふうな扱いになっていくのでしょうか。

二宮教職員課長 これは現在、国の方針はこのような形でやっていることに基づいているものなのでございますが、1年生は標準法で35人以下というふうになっていますが、実は、2年生以上につきましては40人学級のままなのです。ただ、2年生につきましては、36人以上の学級については加配をして、その加配によって35人以下学級にするという国の方針がございまして、現在、県も、本市においても、国の方針に基づいて2年生の35人以下学級を実施をしております。

29年度以降についても、この国の方針に基づいて、小学校2年生については35人以下学級というふうにさせていただきます。ですから、この2年生の学年が3年生に進級した場合には、恐らく学級増という形になってくるという形になってまいりと思います。

田中委員 ただいま学級増というお話だったのですけれども、学級増ということは、35人以下学級のまま上げていくということですか。それとも、3年生になったらもう40人学級、でもそうすると学級増にはならないのですけれども。すみません、お願いします。

二宮教職員課長 申し訳ございません。学級減でした。ですから、3年生になると当然40人学級になってしまいますので、学級数は1つ少なくなるという形になってまいりまして、現在もそういう面では、2年生から3年生のところは、児童に負担が生じているという状況はあるという状況でございます。

田中委員 現在はそういう形でやっているということで、学年が上がっても、35人以下ではなくても学級としてうまくやっていけるという見方で、40人学級の基準を3年生以上は適用するというふうな考え方でよろしいのでしょうか。

二宮教職員課長 基本的に3年生以上の学年、小学校、中学校も含めて、その35人以下学級にするかどうかについては、実は、の指導方法の工夫改善などきめ細かな指導を行う場合のいわゆる加配によって、現在可能になっている状況でございます。

本市としては、3年生以上については、一律35人以下学級にするという形ではなくて、学校の状況に合わせて、各学校の校長がそれが必要なかどうかを判断し、35人以下学級にするというような方法が適切なのではないかというふうに判断をして、このような形とさせていただいております。

福田委員 今のお話は、の教育委員会が特に必要と認める場合ということとも関連して

いるようなお話でしょうか。特例として行うというような場合ですけれども。

須永教職員課主幹 今回の話は、 の少人数学級の実践を行う場合というのがございまして、こちらの方は、指導方法の工夫改善の加配を使いまして、少人数学級を実現させていくという、そういうような形で 番の適用となると考えております。

福田委員 では、 というのは今までどういう例があったのでしょうか。教えてください。

須永教職員課主幹 につきましては、今までというか現在もですけれども、複式学級の解消の場合がございまして、児童生徒数が小学校においては、2学年足して16人以下の学級につきましては、複式学級という形で、2つの学年が1つの学年というカウントをされてしまいます。そうしたところを解消して一つひとつの学年に戻すと、加配を使ってもとに戻すというようなのがございまして、そちらの方で今この 番が適用となります。

それと、北里大学病院の方に院内学級というのがございまして、本来ならば在籍の児童生徒がいれば、その学校の特別支援級という形で開級できるのですけれども、今現在は在籍はいなくても、実際入院されている患者さんの中に児童生徒がいらっしゃるということで、神奈川県からは特別配当という形で認めていただいております。その形を今後も引き継いで、市の方としては、特別にそういった院内学級とか複式解消の加配とか、そういった形で運用をさせていただきたいと考えております。

福田委員 特別に必要と認める場合ですね。ちょっとすみません、質問ですが、今のところとかかわって、児童相談所等で長く子どもがそこにいるというような場合にも、必要があればこの が適用されるというようなことはあり得ると考えてよろしいでしょうか。

須永教職員課主幹 については、まだ今後、市としてどのような形で認めていくかというものはございますけれども、今委員のおっしゃられたことも含めて、今後どういった部分を として認めていくかという形で、検討していくことになるかと思っております。

福田委員 わかりました。よろしく願いいたします。

永井委員長 ほかに質疑、ご意見はございませんか。

(「なし」の声あり)

永井委員長 それでは、ありませんので、これより採決を行います。

議案第66号、相模原市立小中学校の学級編制及び教職員配置の方針についてを原案どおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

永井委員長 ご異議ございませんので、議案第66号は可決されました。

相模原市立博物館協議会委員の人事について

永井委員長 次に、日程2、議案第67号、相模原市立博物館協議会委員の人事についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

小山生涯学習部長 議案第67号、相模原市立博物館協議会委員の人事について、ご説明申し上げます。

本議案は、博物館長の諮問機関でございます相模原市立博物館協議会の10名の委員全員がここで任期満了を迎えますことから、委員10名を新たに委嘱をいたしたく、提案するものでございます。

議案の裏面をご覧くださいと存じます。

委嘱いたしたい方々の名簿でございます。

選出区分の「学校教育の関係者」につきましては、相模原市立小学校長会からご推薦をいただきました作の口小学校教諭の関戸祐子氏、もう1名が、県立弥栄高等学校長の坂本万里氏でございます。

次に「社会教育の関係者」といたしまして、相模原市文化財研究協議会会長の戸塚厚生氏、相模原市立小中学校PTA連絡協議会副会長の森山小百合氏。

また、「家庭教育の向上に資する活動を行う者」といたしまして、相模原市女性学習グループ連絡協議会書記の井上博美氏でございます。

また、「学識経験のある者」といたしまして、東京家政学院大学教授の小瀬康行氏、神奈川県公園協会職員の青木雄司氏、宇宙航空研究開発機構宇宙科学研究所准教授の生田ちさと氏でございます。

また、公募で選考されました「市の住民」の区分でございますが、勝田一郎氏、豊田里美氏、以上合わせまして10名の方を委嘱をしたいということでございます。

なお、任期につきましては、平成27年11月20日から平成29年11月19日までの2年間でございます。また参考資料といたしまして、博物館協議会の設置目的や定数及び構成等を記載いたしましたので、お目通し願えればと思います。

以上で、議案第67号の説明を終わらせていただきます。よろしくご決定くださいますよう、お願い申し上げます。

永井委員長 説明が終わりました。質疑、ご意見等がございましたら、お願いいたします。

大山委員 この博物館の協議会の委員の任期は2年というふうに書かれておりますが、再任の回数については何か規定がございましたか。

佐藤博物館長 市には、審議会等の在り方を示した指針がございます。その中では、10年を連続して超えないことという規定がございます。

大山委員 これは全部の市の協議会等について言えることですね。

佐藤博物館長 先ほどの指針は、正確には相模原市審議会等及び協議会等の在り方に関する基本指針でございまして、市あるいは教育委員会等の全ての審議会等が対象となっております。

田中委員 市の住民の方ということで、公募の方が2名いらっしゃるのですが、多分博物館のことですとか、いろいろなことに造詣の深い方が選ばれているのかなと思うのですが、どういう方が教えていただくことはできますか。

佐藤博物館長 それぞれの立場で博物館の運営に関して、いろいろ意見を言っていきたいということで、応募いただいております。ですから、より博物館が発展するために意見を言っていきたいというのが、概ね皆さん同じような感じだと思います。

永井委員長 ほかにございますか。

(「なし」の声あり)

永井委員長 それでは、他にご意見等ありませんので、これより採決を行います。

議案第67号、相模原市立博物館協議会委員の人事についてを原案どおり決するにご異議ございませんか。

(「はい」の声あり)

永井委員長 ご異議ございませんので、議案第67号は可決されました。

それでは、職員の入替えを行います。休憩はとりません。お願いします。

(職員入れ替え)

専決処分の報告について

永井委員長 会議を続けます。

それでは、事務局から報告事項があるようです。

報告事項1について、教育総務室からお願いいたします。

鈴木教育総務室長 専決処分の報告について、ご説明申し上げます。

恐れ入ります、平成27年10月28日付専決処分書をご覧いただきたいと存じます。

本件につきましては、市立小学校の除草作業中に生じた物損事故に係る損害賠償の額の決定につきまして、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分を行い、12月市議会定例会において報告を行うに当たり、あらかじめ教育委員会に報告するものでございます。

内容についてでございますが、平成27年9月1日午後3時半ごろ、相模原市南区内の市立小学校敷地内において、臨時学校技能員が刈払機により除草作業をしていた際、飛散した小石が駐車していた被害者の小型乗用車に当たり、フロントガラスを破損させたものでございます。

本市の責任割合は100%、損害賠償額につきましては、13万745円でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく願いいたします。

永井委員長 説明が終わりました。質疑等がございましたら、お願いいたします。

福田委員 教えていただきたいのですけれども、損害賠償額が決定するところの流れといたしますか、その辺のところをちょっと教えていただきたいのですけれども。

鈴木教育総務室長 本市では、学校施設の構造上の欠陥あるいは管理上の不備、こういうものによる事故、あるいは学校の業務を遂行中の不注意による事故に起因して、児童生徒がけがをしたり、あるいは物に損害をこうむったことにより、市が賠償責任を負う場合の財政負担に関して、学校災害賠償補償保険というのに加入をさせていただいています。

本件につきましては、学校業務遂行中の不注意による事故ということで、実際にこの事故の様子の写真などにより、加入している保険会社の方に報告し、それから被害の算定に当たって、業者による見積書を保険会社の方に送らせていただいて、この見積額が適正であるかどうかを保険会社の方で認定をいただいて、それに基づいて保険金が被害者の方に支払われるという、このような仕組みになっております。

永井委員長 そのほか、ございますか。

(「なし」の声あり)

永井委員長 それでは、この件はよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

永井委員長 それでは次に、報告事項2について、文化財保護課からお願いいたします。

小俣文化財保護課長 それでは専決処分の報告についてご説明を申し上げます。

お手元の専決処分書、平成27年11月9日付の書面をご覧くださいと思います。

この案件につきましては、車両の物損事故に伴う損害賠償額の決定に当たりまして、専

決処分をしたものでございます。

地方自治法の180条1項の規定によりまして、議会への報告を12月定例会にさせていただき予定でございますので、その前に教育委員会の方にご報告をさせていただきものでございます。

事故の概要でございますが、3番に書いてあるとおりでございます。本年9月29日に緑区若柳の市道上で、被害者の車の前に私どもの市の軽貨物車が駐車をしておりました。それを後退をして移動させようとした際、下り坂であったため、下り坂を下ってしましまして、前方に駐車していた相手の普通貨物車を破損させたものでございます。

損害賠償額につきましては、36万461円となったものでございます。以上でございます。

永井委員長 説明が終わりました。質疑等ございましたら、お願いします。

田中委員 確認ですが、下り坂に、前方が下っていたということですね。

小俣文化財保護課長 そうです。

田中委員 後退しようと思ったのですが、下り坂でちょっと下がってしまったら、ぶつかってしまったということは、結構被害者の車にくっついて止まっていたということなのでしょうか。

小俣文化財保護課長 ご質問のとおり、駐車をしている車の直前に止めておりました。それで、坂道発進の逆と思って後退しようとしたところ、発進する前に下がってしまったということで、ぶつかってしまったという状況でございます。

永井委員長 説明から想像すると、かなり急な坂道で、バックとはわかっていながら、前へ出た方が早かったという単純なことだと思うのですが。やはり乗り慣れない車を運転する職員が、いつも自分が乗っている乗用車と違うというような延長線上に起きたのかなと想像できるのですが、たまたま前の車と至近距離で止めてあって、しかも急坂で、サイドブレーキのかけぐあいとか、そういうこともやはり未熟さがあつたと理解すればよろしいのかなと思っているのですが。

小俣文化財保護課長 委員長ご指摘のとおり、オートマチックといえ車両によってはバックをしてしまう、その認識不足だったということが職員の今回の事故の発生原因だと、私ども調査をしまして思っております。そういうことをよく認識して運転するよう、しっかり職員教育をしていくということでございます。

永井委員長 ほかございますか。

(「なし」の声あり)

永井委員長 この件はよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

永井委員長 それでは、次に、教育委員会の主なイベント等について、お手元にご覧いただけます広報カレンダーに11月初旬から12月初旬までの予定がまとめてございます。ご覧いただければと思います。

もう見ていただいていると思いますが、よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

永井委員長 この件についてはよろしいということにいたしましょう。

それでは、最後に次回の会議予定日を確認いたします。12月4日金曜日、午後2時30分から本教育委員会室で開催する予定でよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

永井委員長 それでは、次回の会議、12月4日金曜日、午後2時30分開催予定といたします。

大山委員 ちょっと質問があるのですが、最近、九都県市首脳会議で、神奈川県知事は医療とかその辺についての発言があったというふうなこととともに、加山市長が外国語教育の充実ということで提案をされたと聞いたのです。今回東京都でも、教育大綱の中に外国語教育ということに対しての記述が盛り込まれたと思うのですよね。その点から、その発言というのはすごく今の時代に合って、高く評価できると思うのですが、どんな内容だったのかちょっとお教えいただけたらと思うのですが。

土肥学校教育部長 今回の九都県市の首脳会議の中で、国に要望していくものとしてご議論いただいて、ご決定いただき、市長の方から文部科学省に、その要望を既にしていただいたところなのですけれども、次回の学習指導要領の改訂の中で、小学校の英語教育が、これまで5、6年生を中心として進められていたのですけれども、今後、5、6年生では英語が実際の教科となり、活動的な英語は今度3、4年生の方で実施をされることとなります。そのように外国語教育の内容が広がってくるという中で、当然外国語活動を進めていくに当たっては、担任の教員が中心に進めており、それをALT、いわゆる外国語指導助手がサポートする形で今まで進めていたのですけれども、当然、授業時数もこれから5、6年生は増えてまいりますし、3、4年生でも始まるということの中で、1つは、やはり小学校教員に研修をして、指導力を向上するというのと、もう1つ大事なことなのです。

けれども、小学校に英語の力量のある教職員を配置していく方向で、定数増も含めた方向でご検討いただきたいという大きな柱が1点。

それからもう1つ、今小学校にALTを配置するに当たっては、直接雇用でありますとか、委託で配置をしているような自治体に対しては、国の補助がなされていない状況があります。

国がグローバル化を目指した中で英語教育を充実していくに当たっては、ALTの配置を幅広くしていかなければならない状況になりますので、直接雇用や委託により配置している自治体に対しても、財政的な支援をお願いしたいと、そういう趣旨での要望を行った状況でございます。

永井委員長 そのほか、よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

永井委員長 それでは、以上で、本日の日程は全て終了いたしました。これをもちまして、定例会を閉会といたします。お疲れさまでした。

閉 会

午後3時13分 閉会